

公益社団法人新潟県栄養士会 役員選考規程

平成23年10月20日 制定施行

平成27年11月27日 一部改正

2019年（令和元年）10月20日 全部改正

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人新潟県栄養士会（以下「本会」という。）の定款24条（役員の設置）及び、定款第25条（役員の選任等）に定める役員の選任に当たり、適任者の選出が円滑に行われるよう、その手順を定めるものとする。

（役員候補者）

第2条 役員候補者は、本会の3年以上の会員であり、原則として支部または職域事業部の役員経験者とする。

（理事の数等）

第3条 支部別の理事数は、定款に定める範囲内において理事会で定める。

2 支部長及び職域事業部長は、理事の候補者とする。

（役員選考委員会の構成等）

第4条 役員の選出に当たっては、役員選考委員会を設置し、次に掲げる委員で構成する。委員は会長が委嘱する。

- (1) 直前会長 1名
- (2) 理事会で選出された現任理事 2名
- (3) 現任代表理事が指名した正会員 2名

2 役員選考委員会には委員長を置く。委員長は委員による互選とする。

3 役員選考委員会は、委員である現任理事の任期終了とともに解散する。

（役員の選任）

第5条 本会の役員の選任は、次の手順で行う。

- (1) 役員選考委員会は役員選任の告示を行い、自薦または他薦により立候補者を受付ける。
- (2) 役員選考委員会は、立候補者の資格審査を行った後、立候補者名簿を作成し理事会へ報告する。
- (3) 理事会は役員立候補者を定時総会に提案し、選挙により選任決議を行う。立候補者数が選任すべき役員の数を超えない場合においても、定時総会出席会員の過半数の信任を得るための選任決議を行う。
- (4) 会長1名、副会長2名、専務理事1名は、定時総会後に理事会を開催し選任する。原則として立候補とするが、立候補者がいる場合は、役員選考委員会が候補者を選考し、理事会に提案する。
- (5) 理事会は提案された会長、副会長、専務理事候補者について、出席者の過半数の同意により選任する。
- (6) 役員選考委員会は、選任された会長、副会長、専務理事について会員へ報告する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により実施する。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は現任代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、2019年（令和元年）10月20日から施行する。